

「消費者問題シンポジウム in 盛岡」実施報告

平成 29 年 7 月 25 日  
消費者委員会事務局

- 開催日時：平成 29 年 6 月 24 日（土）13：30～16：30
- 開催場所：岩手県自治会館 3 階第 1 会議室  
（岩手県盛岡市山王町 4-1）
- 主催：内閣府消費者委員会、岩手県消費者団体連絡協議会
- 後援：岩手県、盛岡市、岩手弁護士会、岩手県司法書士会
- 参加人数：50 人（関係者含む。）

○プログラム

公開シンポジウム「健康食品の適切な利用法と広告の見方」

1. 開会挨拶

岩手県消費者団体連絡協議会 高橋 克公会長

2. 基調講演「消費者委員会の活動と「健康食品」の安全及び表示」

講師：河上 正二 消費者委員会委員長、東京大学大学院教授

3. パネルディスカッション

コーディネーター：長田 三紀 内閣府消費者委員会委員

パネリスト：三上 伸治 消費者庁表示対策課食品表示対策室長

互野 裕子 岩手県保健福祉部健康国保課主任主査

藤原 真帆 いわて生活協同組合常務理事

高橋 克公 岩手県消費者団体連絡協議会会長

コメンテーター：大森 節子 内閣府消費者委員会委員

○パネルディスカッションの概要

「健康食品の適切な利用法と広告の見方」というテーマのもと、消費者庁から表示・広告の見方について事例を交えて紹介を受け、健康食品に係る身近な課題について議論を深めた。

<主なコメント>

- ・ 先ほどお話のありました、例えばタウリンであるとか健康に良さそうな食品の名前が、これは素材と言うのですけれども、そういうものが実際にどの程度食品の素材が入っているのかという話と、どれだけ入っているのかというのは性質が違います。「目にいいですよ」など書いてある食品の素材がありますよね。それが入っていれば、全てその食品は人間にとって効果があるというのはまず違うということです。

- ・ 私が先ほど説明させていただいた栄養研のホームページには、例えば、タウリンが載っているかは存じませんが、そういった食品の素材がかなり載っています。それにはどんなことが書いてあるのかと言うと、先ほど河上委員長が御説明されたように、二重盲検でやった試験の結果、どんな人を対象にどのくらいの量を食べさせてみたらこういう効果がありました、もしくはこういう効果はありませんでしたというのが載っております。健康のために商品選択をしたいという気にはなるのだろうと思うのですが、折角選択するわけなので、ホームページなどで確かめて、それからじっくり選択するかどうか御判断をされるというのがよいのではないかと思います。
- ・ その際に、その試験の内容には対象者が書いてあります。例えば、この中で結構重要なことなのでございますが、病気の人を対象にして調べた試験結果ですというのが載っているケースがあります。病気の人というのは一般の人と比べて、感受性が違います。従って一般の人が同じ効果が出るかということ、そうではありません。一般の人で試してみて、自分と同じ年代の人の結果であるかどうかというのがひとつの判断の基準になるかと思えます。というふうなことを少し確かめてみて、それから商品選択をするかどうかというのを考えていただけたらと思っております。
- ・ 私たちは今、食べ物がいつでもどこでも簡単に手に入る状況ですし、昔は作らないと食べられなかったものも、スーパーやコンビニに行けば手軽に手に入る世の中でもあると思えますけれども、忘れていただきたいのは、やはり皆さんが口にした食べ物で私たちの体は出来ているというのは紛れもない事実なのです。なので、忙しいなど、いろいろなことがありますけれども、やはりそういったことを意識していただいて、先ほどお話がありましたように、将来を見据えた上で体を落としたりしたくないとか、健康を保ちたいということであれば、やはりしっかり毎日の食事を見直してみることがすごく重要なのではないかと思います。
- ・ あと、人間の体は使わないところから機能が低下していきます。例えば咀嚼の機能もそうですし臓の機能もそうですので、やはり普通の食材をよく噛んで食べるということとはすごく基本なのですけれども、自分の体の機能を保持するというのはすごく重要です。それに対して簡単な食品というものというのは手近であるのですけれども、本当にそれでいいのかなということ、折角なのでこの機会に一回振り返っていただければありがたいと思えます。
- ・ 健康食品の問題は、プラセボ効果というか、期待していて何となく効果が出ているという分には問題がないのかもしれないのですが、その健康食品そのものが健康被害を与えるということもまた、場合によってはあるのだと思うのです。ひとつはまず、本来入れているはずの絶対いけない医薬品が入っているようなケース。そうしたいわゆる健康食品というものがまだまだ実はあるのではないかと思いますし、体の状態とその健康食品の成分が合わない場合というのも当然あると思えますし、それから、最近ちょっと大きな課題かなと思っているのが、子供へのそういったサプリメント系の健康

食品というのも大分出てきていて、そこも大きな課題ではないかなと思っております。

- ・ という意味では有象無象がいっぱいある「いわゆる健康食品」を、少しきちんとリスクの評価をしたり、効能効果の告知をきちんとした特保のような認証、それから少なくとも事業者が責任を持って機能性の表示をする機能性表示食品のような制度を作って、健康食品の世界を少しスッキリさせようというふうに、政策的には進んできたと思うのですが、まだまだそれ以外のものがたくさん残っているのが今の日本の状態なのかなと思います。効いていないかもしれないけど何となくただ安心感で選んだから大丈夫という、軽くないかもしれない課題が、実はまだあるのではないかなという気もしているところです。そういう意味では、今の私たちの国の健康食品に係る制度や仕組み、表示のルールとか、とても見にくいけれどもきちんとパッケージ表示も確認する努力であるとか、いくつか我々の側で消費者教育というか、お勉強していかなければならないことも課題はいっぱいあるのかなと思っています。
- ・ 食に関する講座もですね、低学年から高齢者に至るまで、特別支援の、知的障害のある人にも、対象者に合わせていろんなプログラムを実施しています。私たちの講座は、まずはですね、どうしても表を見るとキャッチコピーや写真、そういうものに目が奪われがちで、裏は大切な情報があるのだけれども、何かややこしいし細かいし、難しそうだということがあって、なかなか見ないので、それをしっかり見てもらえるような授業をしたいなと思って進めております。
- ・ 早い段階から表示を見慣れておくということも、またひとつ大切なことかなと思って伺いました。どこをどう見たらいいのか、目がパッと行く体験を積み重ねておくというのは、確かにものによってはすごく製品自体が小さいと、表示もどうしても小さくなってしまいますけれども、それを探すコツみたいなものは体験を積んでおくというのが大切であると思いました。それでもやはり、本当に書かなければならないことが書いてあった上に、キャッチコピーみたいなものもどうしても製品に載せたいというのが事業者さんの強い思いでしょうから、そこを勘案しながら製品は作られているとは思いますが、表示の部分の今後の工夫はなかなか難しいですかね。
- ・ 表示というのは、2つの相容れない要望がありまして、大きな字で見せてほしいという要望と、いろんな情報をたくさん入れてほしいという要望があります。私は監視という立場で、表示のルールを作るという担当ではないので、表示のルールの作り方ということに対して申し上げる立場にはないのですが、そういった2つの要望を叶えているのが今の姿、ということなのだろうと思います。実際表示されるものについても、大きさは最小限これだけの大きさにしてくださいというルールも定めておまして、その中で書けることを最大限書いているということだと思います。相容れない要望があるということで、現在が成り立っていると私は理解しております。
- ・ 確かに、原料原産地表示もたくさん書いてもらいたいと思いますし、また遺伝子組換えの表示についても議論がされていて、パッケージ表示がなかなか、アレルギー表示

のように絶対目立たせなければいけないものもありますし、すごく難しいところではあると思います。

- ・ 事業者にはもう少し、消費者に寄り添った表示なり工夫をしていただければと思います。また、消費者側で今後どうしていくべきかというのを考えたときに、今は何をやるにもホームページを見てくださいますとになりますが、情報は見づらいですし、情報にたどり着いたとしても、その文章をきちんと自分で読み込んで解釈して、中に落とし込む行為を消費者自身がきちんとやっていかないと、結局表示があってもなくても変わらない。自分がちゃんと見て学ぶとか、何が自分にとって必要なか否かという選択をするためにも、消費者自身はやっぱり学習を怠ってはいけないと思います。特にこれからの若い世代にも、そこら辺のことはすごく言いたい。ちゃんと表示を読みましようというところに尽きると思います。
- ・ いろんな種類の監視について申し上げますと、私どもだけで全てのことが出来るわけではございませんので、私どもはいろんなところと連携しながら、適正な表示に向けて日々努めるということを行っているところでございます。本日いろいろな御意見があったということは、健康食品に対する皆様方の注目度が上がっているということであり、その中には、今もお話がありましたように、事業者の皆さん方がもっとやらなければならないことも当然あるかと思えますし、行政としてやる必要性があるということも十分理解しておるところでございます。加えて、先ほどお話がありましたとおり、前々から言われている話かもしれませんが、消費者自身が不適正な表示を見分ける力がないと、正しく商品選択するところにはたどり着かないわけだと思いますので、魅力的な言葉があるということを理解しながら、自分が広告について見分ける力を持っていくということが、消費者として重要なことであると思っております。
- ・ 保健機能食品というのは、いわゆる健康食品の被害から消費者を守るために考えられたルールだとお聞きしておりましたけれども、なかなかそういうふうに機能していないのではないかと今日のディスカッションを聞いて感じました。健康食品を信じる人は機能性表示食品もみんな信じているし、健康食品を嫌いな人は機能性表示食品もみんな排除しているということで、実際消費者庁の願いどおりにはなかなか動いていないなというのを感じたのが実感です。やはり、事実とイメージ、噂話というのがありまして、混在しています。その中から上手に事実を積み重ねて判断できる消費者を作っていくといけないし、またそういう力をつける教育も必要だし、またそういうことを発言していることによって表示が見やすくなったり、こういう新しいルールもより消費者が使いやすい形に進化していくのかなと思いました。

#### <河上委員長からの総括コメント>

どうも今日はありがとうございました。大変熱心な御議論をいただきまして、私も勉強になりました。ニセ牛缶事件から始まって、消費者問題というのは大体食の問題

として展開してきました。BSEの問題があって、食品安全基準法が出来たという具合です。それを考えていくと、食の問題はこれからも、いつも消費者問題の中で中心的な役割を果たすのだらうと思います。ただ、私は愚かな人間なのかもしれませんが、食について余り細かいことを考えるのは好きではなくて、「おいしそうなのをいただく」ということをずっとやってきた人間なので、これから賢く選びなさいと言われてもなかなかできないところがあるのです。学校とか家庭などで、食育を進めて、文化ですから、子供たちにおいしくて安全なものを食べさせるということをやっていくということを少しずつ積み重ねるほかはないのだらうと思います。

表示された文字も、小さいから読めないというのですけれども、私は糖尿病になってからは、必ずコンビニでは食品を裏返して見るようになりました。必要な人には必要で、書いてあるというのは結構大事なことです。ですから、分かりやすい表示を、折角食品表示一元化法というものが出来て、少しでも見やすいようにと体制が出来たのだから、それを利用しない手はないと思います。あまり肩肘張らない程度に、食べ物について自分たちの感性を磨いていくということでしょうか。私は、自分で危険なものかどうかは五感をフルに使って判断しろということをお子に言っています。牛乳も賞味期限が切れてからが勝負だと、これを言うと事務局長に怒られるのですけれども、言っております。賞味期限が切れて口に含んでみて「あっ、おかしい」と思ったら吐き出さないでだめですよ。安全であることが前提であると思っているから、今の子は吐き出せないのですよ。ですから、そうではなくて、やはり口にするものというのはある程度自分で考えてですね、自分の意思で口にするのを身につける必要があります。それはやはり家庭で少しずつ勉強させるほかはないという気がします。そんなわけで、食品の表示の意味を含めて、これから勉強することがたくさんあるのですけれども、食の問題を、少し長いスパンで一緒に勉強していきたいと思えます。どうも今日はありがとうございました。

以上